

〔市民農園等の開設に活用できる融資制度〕

資金名	貸付内容	貸付利率 (年%以内)	償還期限 (据置期間)
農業近代化資金 (1号資金 建構築物等造成資金) (農業協同組合等)	農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金。 (観光農業施設を含む。) 認定農業者以外の者は、復旧に必要な資金を除く。 〔担当：経営局金融調整課農業近代化資金係〕	1.70 認定農業者の実質金利は貸付期間に応じて1.35~1.55である。	原則15年 (原則3年) 認定農業者については、据置期間は原則7年である。
農業経営基盤強化資金 (スーパーL) (農林漁業金融公庫)	農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な長期低利資金 (農地等の改良等、体験農業施設等の改良・造成・取得) 〔担当：経営局金融調整課経営改善促進資金係〕	貸付期間に応じ 1.35~1.55	25年 (10年)
中山間地域活性化資金 (保健機能増進施設) (農林漁業金融公庫及び農業協同組合等)	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、農地、森林等の農林漁業資源を活用した保健機能増進施設の設置を行うのに必要な資金 (体験農園及び附帯施設) 〔担当：農村振興局中山間地域振興課調査係〕	農林公庫 1.35~2.05 農協等 都道府県が独自に設定	15年 (3年)
振興山村・過疎地域経営改善資金 (農林漁業金融公庫)	山村振興法及び過疎地域自立促進法により指定された者等が、その地域の自然的・経済的条件に対応した経営の改善や農林漁業の振興を図るのに必要な資金 (体験宿泊施設、滞在型農園施設) 〔担当：農村振興局中山間地域振興課調査係〕	補助事業 1.85 (共同利用) 2.85 非補助事業 1.70	25年 (8年)

注1：貸付利率は平成20年4月18日現在のものであり、財投金利等の改定に伴い変更される。

2：平成19年度から3年間に認定農業者が借り受けるスーパーL資金(安定化長期資金を除く)及び農業近代化資金は無利子(限度額：スーパーL資金は個人1億円、法人3億円、農業近代化資金は個人1,800万円、法人3,600万円(それぞれ500万円超の資金が対象))